

## 3 陳情第 46 号

3 陳情 第 46 号	羽田新ルート <sup>①</sup> の運用停止を求める意見書を国に提出することを求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年11月24日受理、令和3年12月1日付託
陳情者	新宿区北新宿 <sup>②</sup> _____

## ( 要 旨 )

羽田新ルート<sup>①</sup>の運用停止を求める意見書を国に提出してください。

## ( 理 由 )

渋谷区議会では、「羽田新ルート<sup>①</sup>の運用停止を国に求める意見書」が、本年10月13日に採択、国に提出されました。国土交通省は、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を設置し、これまでに3回開催していますが、これらの検討は現在の滑走路の使い方を前提としており、これまでに羽田新経路<sup>②</sup>に対して国会議員や各区等から提出されてきた種々の意見や疑問の内容を踏まえた検討が行われているとは言い難いものです。

現行の管制システムであれば、需要が回復しても従来の海上ルートでの増便が可能であることを、本年6月25日付の国会答弁で認めているように、都心上空を通過して着陸するルート<sup>③</sup>の必要性の根拠はなくなっています。

また、新宿区には防衛省の施設や都庁舎があり、テロや落下事故の危険性が指摘される中、安全保障上も極めて重大な懸念があります。

新宿区議会でも、政府に対し、都心低空飛行を伴う羽田新ルート<sup>①</sup>の早急の運用停止を求める、渋谷区議会<sup>④</sup>で採択された意見書と同主旨の意見書を提出してください。